課題１（必須）

京都議定書第一約束期間（2008～2012年度）終了後の国際的な枠組みが模索され，2010年にカンクンで開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）では，各国が2020年における排出削減目標を提出し対応することとなった。その後，2015年12月12日，国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では，2020年以降の気候変動に係る国際的な枠組みであるパリ協定が採択された。地球温暖化対策に関して法的拘束力を有する多国間協定が合意されたのは，京都議定書採択以来，18年ぶりのことである。2016年４月22日に国連本部でパリ協定の署名式が行われ，我が国を含む175の国と地域が署名した。2016年５月13日，我が国は，「日本の約束草案」である，「2030年度において，2013年度比26％減の水準にする」という中期目標の達成や，パリ協定における世界共通の長期目標である「２℃目標」の達成への貢献などを記した「地球温暖化対策計画」を閣議決定した。しかし，温室効果ガスの大幅な削減に対しては，「経済成長を減速させるのではないか」という懸念も示されている。

以上の記述及び資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① なぜ京都議定書とは異なる国際的な枠組みが必要とされたのか，またパリ協定は，いかなる点において京都議定書と大きく異なるのかについて述べなさい。

② パリ協定が定める長期目標の実現を「国際的な公共財」として捉えた場合，その提供をめぐり，どのような問題の発生が想定され得るか。また，それを回避するためにパリ協定はどのような制度的な仕組みを用意しているのかについて述べなさい。

③ パリ協定が求める温室効果ガスの大幅な削減は経済成長を減速させる原因となると主張する立場に対して，温暖化対策と経済成長の関係をどのように説明すべきか論じなさい。

資料１　パリ協定の概要

【協定の目的等】（第２条及び第３条）

・この協定は，世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つとともに，1.5℃に抑える努力を追求すること，適応能力を向上させること，資金の流れを低排出で気候に強靭な発展に向けた道筋に適合させること等によって，気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。

・締約国は，気候変動への世界的な対応への「自国が決定する貢献」（以下「貢献」という。）に関し，この協定の目的達成のため，関連条文に定める野心的な取組を実施し，提出する。締約国の取組は，この協定を実効的に実施するために開発途上締約国を支援する必要性を認識しつつ，長期的に前進を示す。

【緩和（排出削減のための取組）】（第４条）

・締約国は，目的に掲げる長期目標を達成するよう，開発途上締約国の排出量が最大（量）に達する時期がより長期化することを認識しつつ，世界の温室効果ガスの排出量が最大（量）に達する時期をできる限り早くするものとし，（中略）今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成するために，最新の科学に従って早期の削減を行うことを目的とする。

・各締約国は，累次の「貢献」（削減目標・行動）を作成，提出，維持する。また，「貢献」の目的を達成するための国内措置をとる。

・累次の「貢献」は，各国の異なる事情に照らしたそれぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を反映し，従前の「貢献」を超えた前進を示し，及び可能な限り最も高い野心を反映する。

・先進締約国は，全経済にわたる排出の絶対量の削減目標をとることによって，引き続き先頭に立つべき。開発途上締約国は，緩和努力を高めることを継続すべきであり，各国の異なる事情に照らしつつ，全経済にわたる排出の削減又は抑制目標に移行することを奨励される。

・各締約国は，COP21決定等に従って，「貢献」を５年ごとに提出する。
（注：なお，COP21決定において，2025年目標の国は2020年までに，その後は５年ごとに新たな「貢献」を提出し，2030年目標の国は2020年までに，その後は５年ごとにその「貢献」を提出又は更新することを要請。）

【行動と支援の透明性】（第13条）

・各締約国は，排出・吸収目録，緩和に関する「貢献」の実施及び達成に向けた前進を捕捉するた

めに必要な情報を定期的に提供する。

・各締約国は，適当な場合には，気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべき。

・提出された情報は，専門家による検討（レビュー）を受ける。開発途上締約国であってその能力に照らして支援が必要な国においては，専門家による検討には，能力開発の必要性の特定の支援が含まれる。

【世界全体の実施状況の確認（グローバルストックテイク）】（第１４条）

・締約国会議において，この協定の目的及び長期目標の達成に向けた全体的な進捗を評価するため，協定の実施を定期的に確認する。これは衡平と最新の科学に照らし，包括的かつ促進的な方法により，緩和，適応，実施手段及び支援について検討する。

・締約国会議は，締約国会議が別段の決定を行う場合を除くほか，最初の世界全体の実施状況の確認を2023年に，その後は５年ごとに，これを行う。

・世界全体の実施状況の確認の結果は，締約国が，この協定の関連する規定に従って自国が決定する方法により，行動及び支援を更新し，拡充する際の情報となる。

出所：環境省仮訳を基に作成

資料２　主な国別エネルギー起源 CO_2 排出量の推移

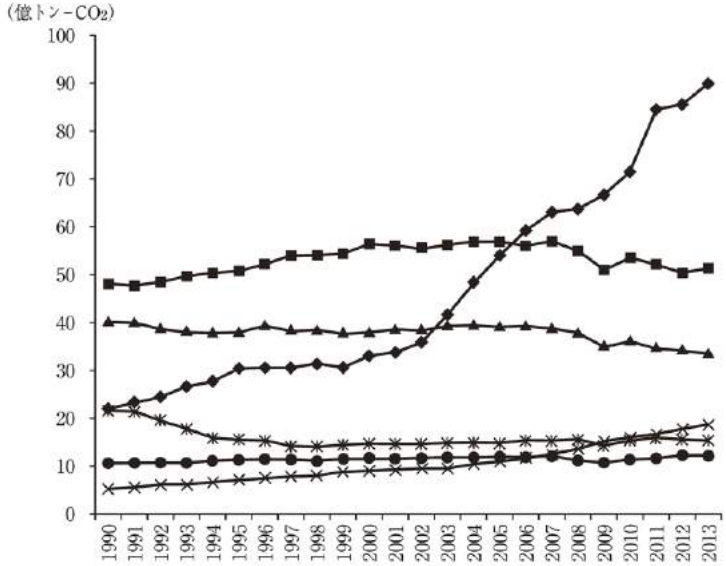

（単位：億トン－CO_2）

	1990	2013	変化率
中国	22.2	90.2	＋307%
アメリカ	48.0	51.2	＋7%
EU28カ国	40.2	33.4	－17%
インド	5.3	18.7	＋250%
ロシア	21.6	15.4	－29%
日本	10.5	12.4	＋18%

注）統計の作成方法の変更により，中国の排出量は2010年と2011年の間で不連続になっている。

出所：環境省ホームページを基に作成

資料３　再生可能エネルギーによる発電の新規導入量（主な発電方法別）

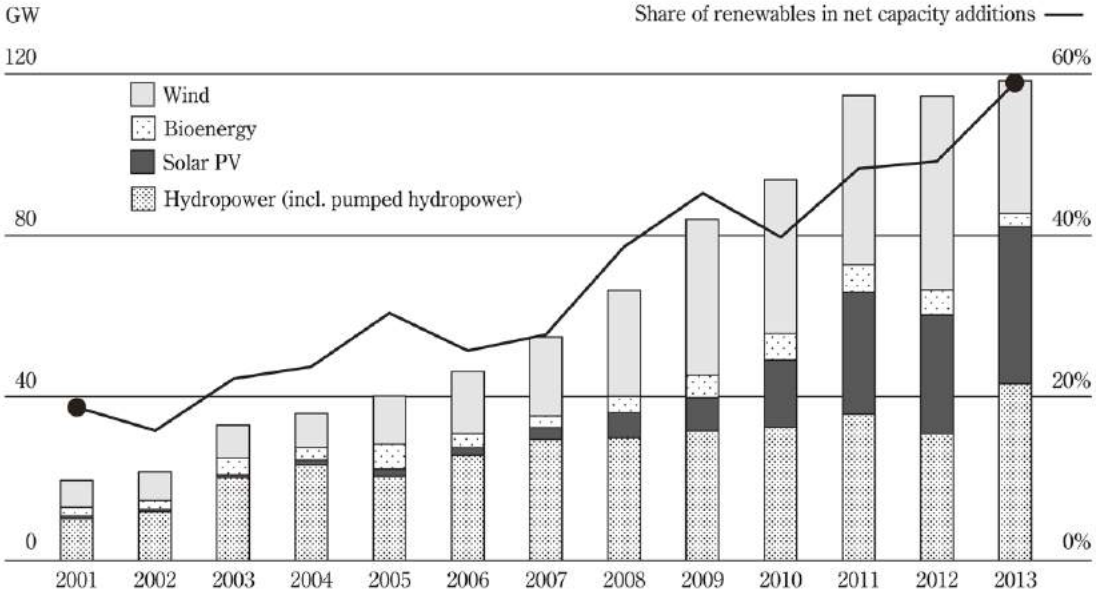

出所：International Renewable Energy Agency, Renewable Power Generation Costs in 2014 を基に作成

注：左目盛りの単位は，ギガワット

PV（photovoltaic）は太陽光発電のこと

Hydropower は水力発電のこと

原図で新規導入量が示されている発電方法のうち，少ないものは省略してある。

資料 4　LCOE RANGES BY RENEWABLE POWER GENERATION TECHNOLOGY, 2014 AND 2025

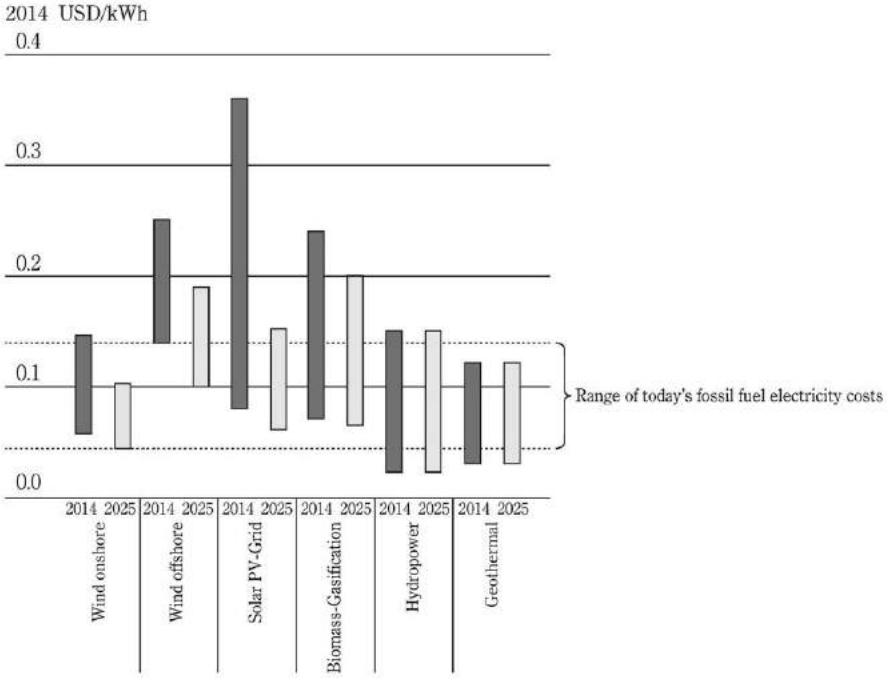

出所：International Renewable Energy Agency, Renewable Power Generation Costs in 2014 を基に作成

注：LCOE とは levelized cost of electricity の略で，再生可能エネルギーシステムの設営にかかる総コストをそのシステムが稼働を終えるまでに提供する電力量で割った数字で表される費用のこと。

資料 5　RANKING OF THE TOP 20 TECHNOLOGY OWNERS ACROSS THE FOUR CCMTS

Rank 2006-2011	Technology Owners	Country/Region of Company HQ	Technology Area
1	LG	Republic of Korea	SolarPV
2	Mitsubishi	Japan	SolarPV
3	General Electric	USA	Wind
4	Sharp KK	Japan	SolarPV
5	Panasonic	Japan	SolarPV
6	Samsung	Republic of Korea	SolarPV
7	Siemens AG	Germany	Wind
8	Mitsubishi	Japan	Wind
9	Kyocera Corp	Japan	SolarPV
10	Konica Minolta	Japan	SolarPV
11	Fujifilm Corp	Japan	SolarPV
12	Hitachi	Japan	SolarPV
13	Vestas Wind Sys As	Denmark	Wind
14	Hyundai	Republic of Korea	SolarPV
15	Sumitomo	Japan	SolarPV
16	Toyota	Japan	SolarPV
17	Industrial Technology Research Institute	China	SolarPV
18	Sony Corp	Japan	SolarPV
19	Dainippon Printing Co Ltd	Japan	SolarPV
20	Suzlon Energy (REpower Systems)	India (Germany)	Wind

出所：Sarah Helm, Quentin Tannock, and Ilian Iliev, Global Challenges Report: Renewable Energy Technology: Evolution and Policy Implications — Evidence from Patent Literature, WIPO, 2014

注：CCMTS は Climate Change Mitigation Technologies の略

出題の趣旨（課題１）

本問は，COP21で採択されたパリ協定を踏まえ，気候変動に係る国際的な枠組みと我が国の経済成長について考えさせる問題である。京都議定書と比較して，削減義務を課せられる国や削減目標の設定方法などパリ協定の内容がどのようなものとなっているかを資料から把握し，公共財について発生するフリーライダー問題に対してどのような制度的な仕組みを用意しているかを説明することが求められる。さらに，温室効果ガスの排出削減が経済成長を減速させるとの懸念に対し，太陽光発電など再生可能エネルギーの技術革新の状況などを参考に，温暖化対策と経済成長の関係を説明することが求められる。

本問は,国際的な新たな法的枠組みがかつての法的枠組みとどのように異なるのかを把握しつつ,その状況下における我が国の発展の可能性を論じさせることで，問題点を把握し将来を展望する能力や総合的なものの見方ができる能力を有しているかを見極める狙いがある。

課題２（選択）

我が国の留学生政策は，「留学生受入れ10万人計画」が策定された1983年以来，途上国の人材育成への貢献及び国際友好関係の強化を主な目的として実施され，2003年に当初の目標である10万人の受入れを達成した。その後，2008年から，2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」が推進されており，2013年の「日本再興戦略」においても「留学生30万人計画」の実現を目指すことが掲げられている。

近年の海外からの留学生の受入れ数は増加傾向にあるが，高等教育機関に学ぶ学生に占める留学生の割合は，諸外国と比較して高い水準にあるとは言えない。

以上の記述及び資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 途上国の人材育成への貢献及び国際友好関係の強化のほかに，「留学生30万人計画」による留学生の増加にはどのような効果が期待されると考えられるか。近年及び今後の我が国の経済社会情勢を踏まえて論じなさい。

② 国際比較の視点から見ると，我が国の留学生の割合は低い。その理由を適宜指摘しながら，海外からの留学生を増やすにはどのような方策が必要か論じなさい。その際，①で論じた期待される効果のほか，我が国の大学の在り方，就職等留学生の卒業後のキャリアパスについても考慮すること。

資料１　留学生30万人計画の趣旨

「留学生30万人計画」骨子

平成20年７月29日
文部科学省
外　務　省
法　務　省
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

趣　旨

①　日本を世界により開かれた国とし，アジア，世界との間のヒト，モノ，カネ，情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として，2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。その際，高度人材受入れとも連携させながら，国・地域・分野などに留意しつつ，優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また，引き続き，アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。

②　このため，我が国への留学についての関心を呼び起こす動機づけから，入試・入学・入国の入り口から大学等や社会での受入れ，就職など卒業・修了後の進路に至るまで，体系的に以下の方策を実施し，関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進する。

（後略）

出所：首相官邸ホームページ

資料２　留学生数（高等教育機関在籍者数）の推移（各年５月１日）（単位：人）

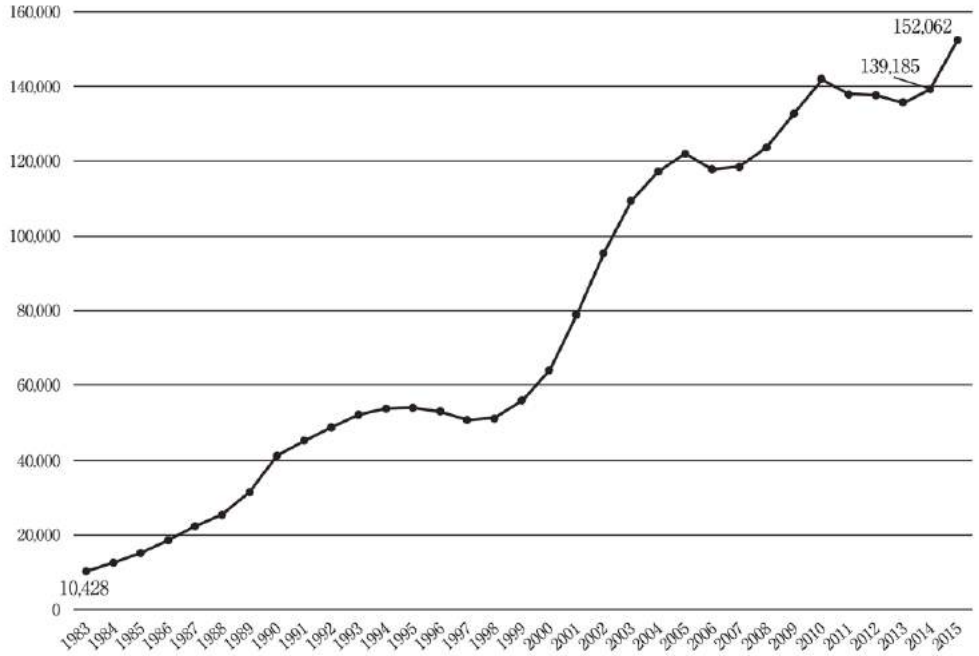

出所：日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」を基に作成

資料３　高等教育機関在籍者数のうち留学生の割合（2013年）

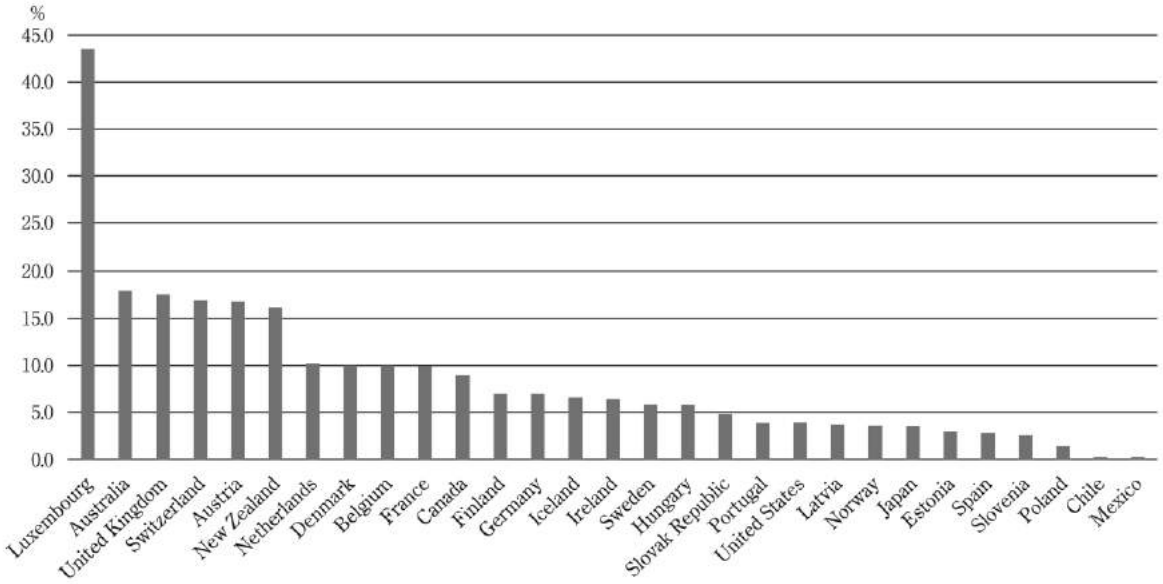

出所：OECD "Education at a Glance 2015" を基に作成
注：カナダのみ2012年の数値である。

資料４　日本を留学先として選んだ理由（2013年，複数回答，％）

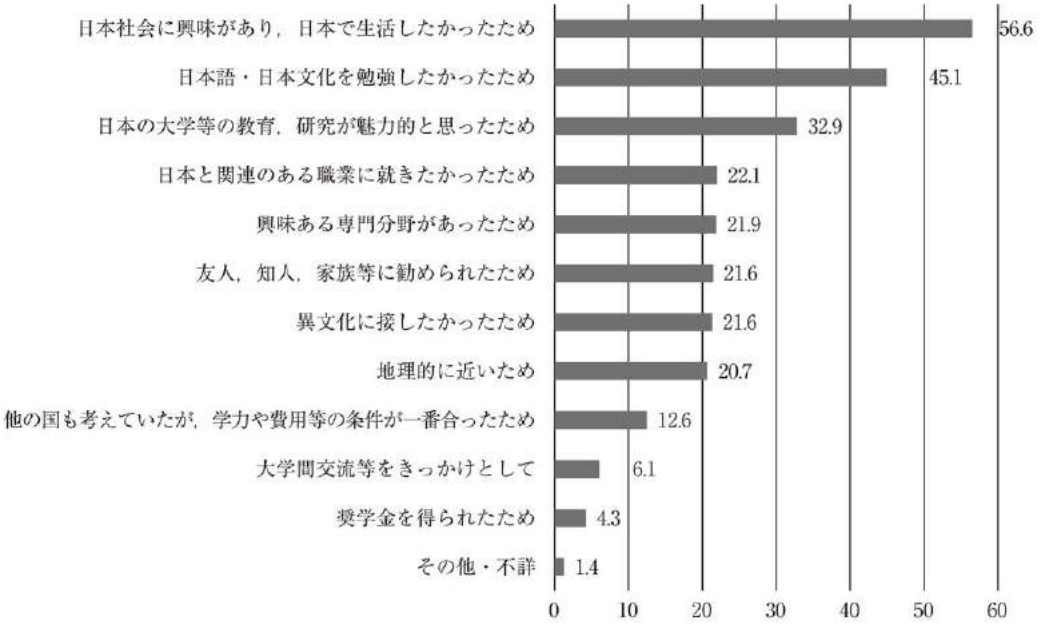

出所：日本学生支援機構「平成25年度私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成

資料５　世界の大学ランキング

1	マサチューセッツ工科大学(MIT)	USA
2	ハーバード大学	USA
3	ケンブリッジ大学	UK
3	スタンフォード大学	USA
5	カリフォルニア工科大学(Caltech)	USA
6	オックスフォード大学	UK
7	ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(UCL)	UK
8	インペリアル・カレッジ・ロンドン	UK
9	スイス連邦工科大学チューリッヒ校(ETHZ)	スイス
10	シカゴ大学	USA
	…	
12	シンガポール国立大学(NUS)	シンガポール
13	南洋理工大学(NTU)	シンガポール
25	清華大学	中国
36	ソウル大学	韓国
38	京都大学	日本
39	東京大学	日本

出所：QS 世界大学ランキング TOP100（2015－2016）を基に作成

注：この大学ランキングは，イギリスのクアクアレリ・シモンズという機関が作成しているもので，世界的に最も権威があるとされるランキングの一つである。評価基準は，学界や企業からの評判，教員1人当たりの学生数，外国人教員の割合，留学生の割合などである。

資料６　外国人留学生の卒業者数・日本での就職者数

（著作権の関係により省略）

資料７－１　私費外国人留学生の専攻分野別進路希望（複数回答）

区分		日本において進学希望	日本において就職希望	日本において起業希望	出身国において進学希望	出身国において就職・起業希望	日本・出身国以外の国において進学希望	日本・出身国以外の国において就職・起業希望	まだ決めていない	不明
人文科学（560人）	人数（人）	199	361	36	18	173	31	23	28	1
	率（%）	35.5	64.5	6.4	3.2	30.9	5.5	4.1	5.0	0.2
社会科学（1,816人）	人数（人）	654	1,280	194	39	519	126	71	67	4
	率（%）	36.0	70.5	10.7	2.1	28.6	6.9	3.9	3.7	0.2
理学（158人）	人数（人）	75	95	11	12	45	20	9	11	0
	率（%）	47.5	60.1	7.0	7.6	28.5	12.7	5.7	7.0	0.0
工学（784人）	人数（人）	308	546	62	27	240	55	29	30	1
	率（%）	39.3	69.6	7.9	3.4	30.6	7.0	3.7	3.8	0.1
農学（114人）	人数（人）	30	61	7	8	45	10	9	6	1
	率（%）	26.3	53.5	6.1	7.0	39.5	8.8	7.9	5.3	0.9
医・歯学（82人）	人数（人）	18	36	3	10	48	9	5	13	0
	率（%）	22.0	43.9	3.7	12.2	58.5	11.0	6.1	15.9	0.0
薬学（20人）	人数（人）	7	10	1	2	9	2	2	1	0
	率（%）	35.0	50.0	5.0	10.0	45.0	10.0	10.0	5.0	0.0
家政（113人）	人数（人）	35	87	9	4	35	9	4	4	0
	率（%）	31.0	77.0	8.0	3.5	31.0	8.0	3.5	3.5	0.0
教育（132人）	人数（人）	56	92	11	5	45	8	4	5	0
	率（%）	42.4	69.7	8.3	3.8	34.1	6.1	3.0	3.8	0.0
日本語（1,431人）	人数（人）	1,076	754	104	48	232	31	43	39	6
	率（%）	75.2	52.7	7.3	3.4	16.2	2.2	3.0	2.7	0.4
その他（875人）	人数（人）	290	635	94	35	215	45	46	38	6
	率（%）	33.1	72.6	10.7	4.0	24.6	5.1	5.3	4.3	0.7
計（6,085人）	人数（人）	2,748	3,957	532	208	1,606	346	245	242	19
	率（%）	45.2	65.0	8.7	3.4	26.4	5.7	4.0	4.0	0.3

出所：日本学生支援機構「平成25年度私費外国人留学生生活実態調査」を基に作成

資料７－２　日本において就職を希望する私費外国人留学生の就職希望職種（複数回答）

区分	翻訳通訳	海外業務	貿易業務	調査研究	教育	販売営業	経営管理業務	技術開発	情報処理	設計	その他	不明
人数（人）	1,114	1,523	1,296	340	451	803	947	601	354	430	309	124
率（%）	28.2	38.5	32.8	8.6	11.4	20.3	23.9	15.2	8.9	10.9	7.8	3.1

出所：日本学生支援機構「平成25年度私費外国人留学生生活実態調査」

注：回答者数は，資料７－１において「日本において就職希望」と回答した私費外国人留学生の数（3,957人）。

出題の趣旨（課題２）

本問は，我が国の様々な課題を踏まえつつ，外国人留学生の受入れについて考えさせる問題である。「留学生30万人計画」は，我が国を世界により開かれた国とし，「グローバル戦略」を展開する一環として推進されているものであるが，人口減少を補填する高度人材等の受入れの必要性，高齢化の進行を支える持続的経済成長の必要性にこたえる経済社会上の効果を期待することができる。さらには，他国との相互理解や友好親善が我が国の外交や安全保障に資することにつながるといった視点もあり，様々な視点から外国人留学生受入れという政策にアプローチすることが可能である。我が国の経済社会情勢を踏まえ，外国人留学生の増加によって期待される効果を論じることが求められる。また，外国人留学生の割合が他国と比較して高い水準にあるとは言えない現状とその理由を踏まえ，留学生を増やすための解決策につき具体的に論じることが求められる。

本問は，外国人留学生の増加という課題を考察させることで，我が国の課題を踏まえながら多様な視点で政策課題にアプローチしていく能力を有しているかを見極める狙いがある。

課題３（選択）

少子高齢化が進み，人口減少社会に突入した我が国が活力ある豊かな国に発展していくためには，多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが必要であり，この観点から，政治分野における女性の参画拡大は最も重要な課題となっている。

これまで我が国では男女共同参画社会の実現のため，多くの施策を行ってきた。近年でも，様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより，我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され，我が国社会の活性化につながるよう，平成26年10月３日には「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置が閣議決定され，平成27年８月28日には女性活躍推進法が成立した。

今年は我が国で女性が参政権を行使するようになってから70年目に当たるが，衆議院と参議院の両院並びに都道府県議会における女性議員の割合は，諸外国に比べ，依然として低い水準にとどまっている。衆議院における女性議員の割合が8.4％であった70年前と比べ状況が顕著に進展しているとは言い難い状況にある。

以上の記述及び資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① いわゆる「M字カーブ」が生じる要因とその影響を述べるとともに，これを解消するための社会的施策を，経済的不平等の是正にも留意しながら提案しなさい。

② 国会における女性議員の割合を諸外国並みに改善するための施策を，女性政治家のキャリアの在り方なども考慮に入れつつ，提案しなさい。その際，憲法上の制約や，想定され得る反対意見についても適宜記し，これらへの対応も考えること。

資料１　男女共同参画社会基本法（抄）

（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

資料２　女性の年齢階級別労働力率の推移

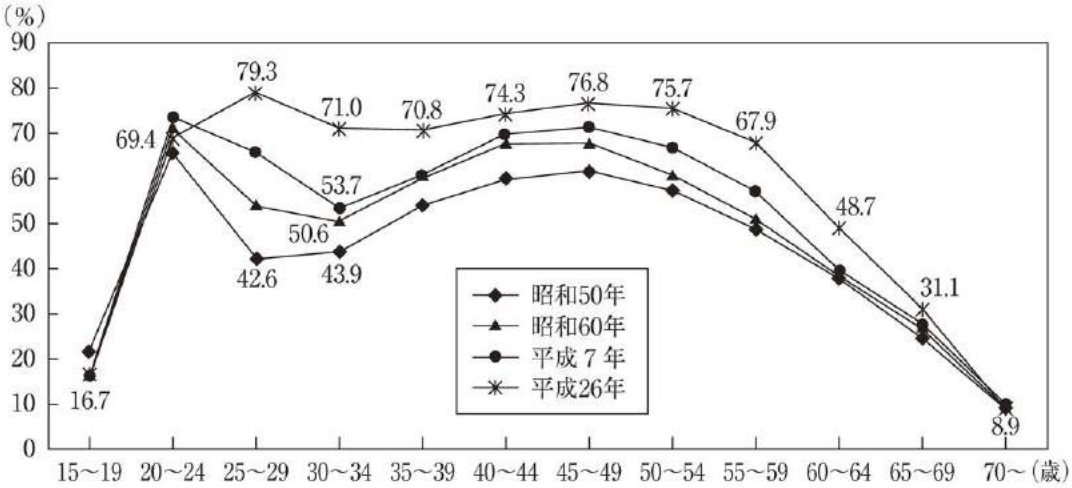

（備考）１．総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
２．「労働力率」は，15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

出所：内閣府編『平成27年版　男女共同参画白書』

資料３　女性の年齢階級別労働力率の世代による特徴（雇用形態別）

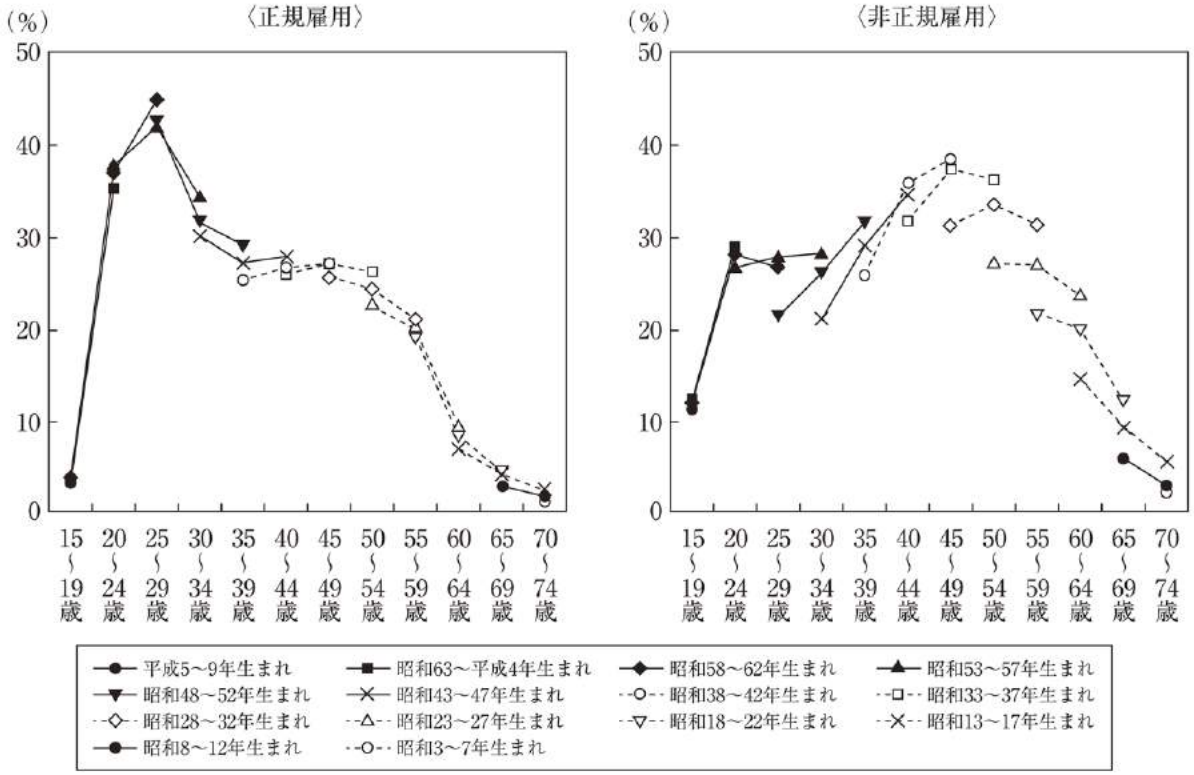

（備考）１．総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
２．「正規の職員・従業員」を「正規雇用」，「非正規の職員・従業員」を「非正規雇用」としている。

出所：内閣府編『平成25年版　男女共同参画白書』

資料４　女性就業希望者の内訳（平成26年）

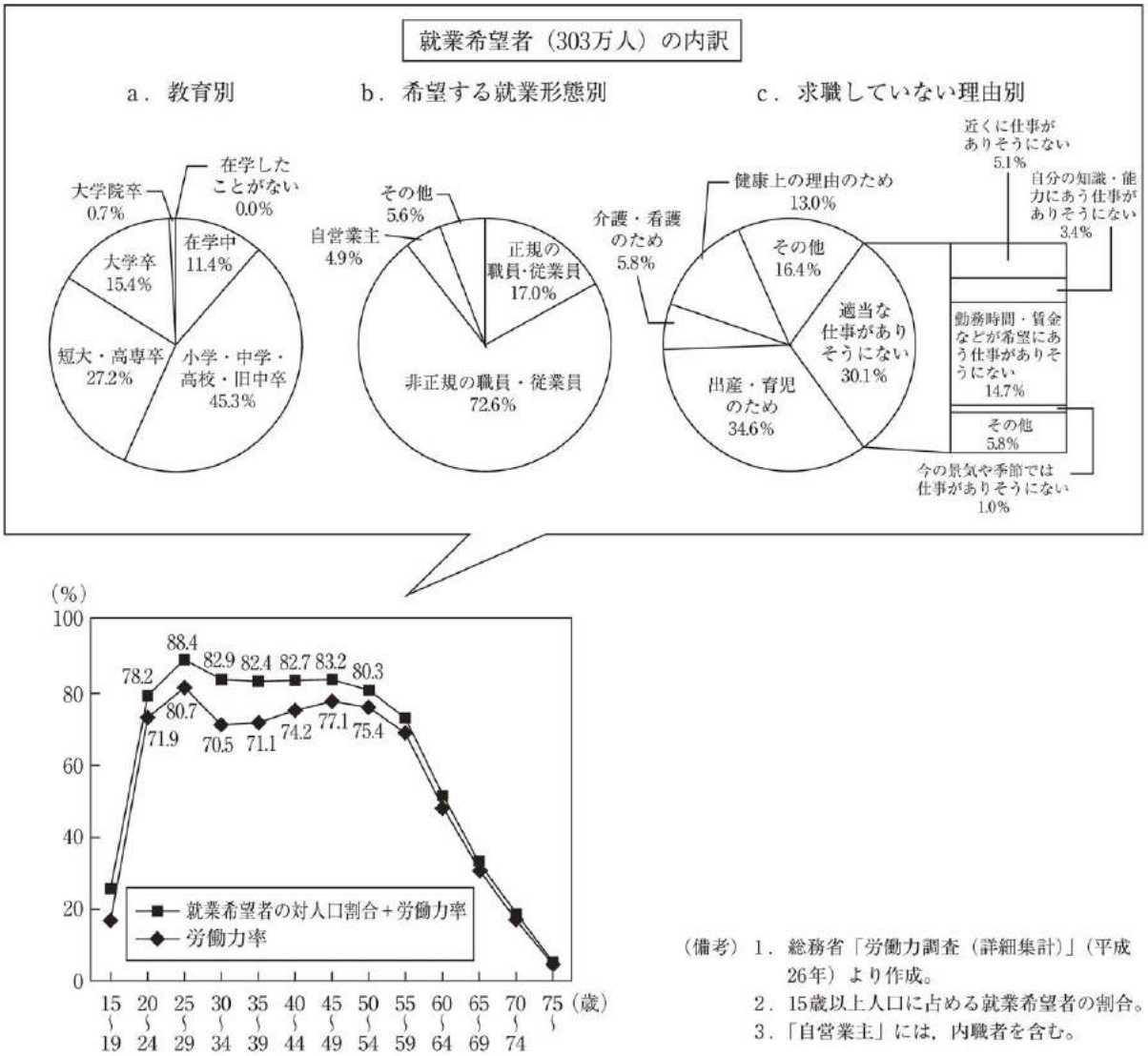

（備考）１．総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成26年）より作成。
２．15歳以上人口に占める就業希望者の割合。
３．「自営業主」には，内職者を含む。

出所：内閣府編『平成27年版　男女共同参画白書』を基に作成

注：「労働力調査（詳細集計）」は，資料２の作成に用いられている「労働力調査（基本集計）」と調査世帯数や集計範囲が異なることから数値が一致しない。

資料５　都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアルハラスメントの相談件数

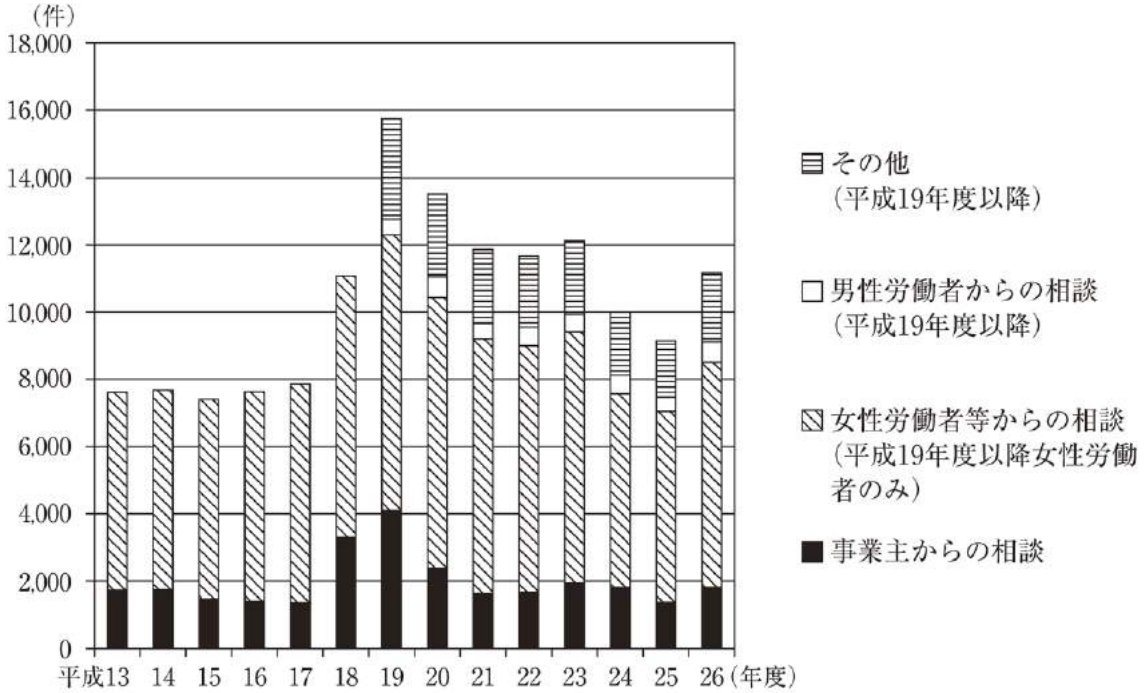

出所：内閣府編『平成27年版　男女共同参画白書』

資料６　国政レベルの議会における女性議員比率（上位20位までの国及び OECD 加盟国）

（著作権の関係により省略）

資料７　平成27年10月１日現在の日本の総人口（年齢階級，男女別）

（単位：千人）

	男女計	男	女
総　　数	127,110	61,829	65,281
０～４歳	5,199	2,667	2,532
５～９	5,302	2,714	2,588
10～14	5,607	2,872	2,735
15～19	5,983	3,065	2,918
20～24	6,250	3,221	3,029
25～29	6,530	3,350	3,180
30～34	7,325	3,721	3,603
35～39	8,359	4,236	4,123
40～44	9,808	4,965	4,842
45～49	8,746	4,404	4,342
50～54	8,003	4,011	3,992
55～59	7,570	3,762	3,808
60～64	8,507	4,178	4,329
65～69	9,729	4,697	5,031
70～74	7,788	3,622	4,166
75～79	6,365	2,824	3,541
80～84	5,023	2,019	3,004
85～89	3,175	1,081	2,094
90～94	1,389	344	1,045
95～99	390	69	321
100歳以上	62	8	54

出所：総務省統計局「人口推計　平成28年３月報」

出題の趣旨（課題３）

本問は，男女共同参画社会の形成及び政治分野における女性の参画拡大について考えさせる問題である。前者については，「M字カーブ」の要因について考察し，正規・非正規といった雇用形態，賃金など労働条件，労働時間や働き方について検討するのに加え，セクシュアルハラスメントの解消など働きやすい職場づくりの取組について論じることが求められる。また，政治分野における女性の参画拡大については，女性政治家をめぐる状況などを踏まえつつ，法律によるのか政党規約によるのかなど推進の枠組みについて，憲法上の制約や反対意見を考慮した提案をすることが求められる。

本問は，我が国最大の潜在力とされる女性の力を十分に発揮させるという課題について論じさせることで，問題点を把握する能力や現実的な解決策を模索していく能力を有しているかを見極める狙いがある。